

菰野町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菰野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条に規定する評議員の報酬等の支給並びに第25条に規定する役員等の報酬等及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条第3項に規定する評議員選任・解任委員の報酬の支給に関する事項について定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 理事（常務理事を除く）
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬額)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

支 給 の 要 件	報 酬 額
(1) 理事が理事会、評議員会、監査会に出席したとき	1回につき5,000円
(2) 副会長等が会長業務の代理をしたとき	1日につき7,000円
(3) 監事が監査を実施したとき、及び理事会、評議員会に出席したとき ただし、税理士の資格を有する監事が監査を実施したとき	1回につき5,000円 1回につき8,000円
(4) 評議員が評議員会に出席したとき	1回につき5,000円
(5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき	1回につき5,000円
(6) 上記の他、役員等が本会役員で本会業務及び研修等に出席したとき	1回につき5,000円

- 2 会長の報酬は、前項にかかわらず月額75,000円とする。
- 3 前1項、2項の1回は半日程度までとし、1日は時間を問わない。
- 4 会長の報酬は、毎月支給する。それ以外は、その都度とりまとめ、支給する。
- 5 町外に住所（個人は住所地、法人や団体等の代表等はその法人や団体等の所在

地)を有する役員等が第3条に掲げる支給の要件に該当する場合(菰野町内での開催に限る)は、前1項の報酬のほか交通費相当を本会職員に支給する旅費の例により支給する。

- 6 前項の規定に関わらず役員等が、本会職員・公務員・公務員に準ずる者については、原則報酬を支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が本会役員の地位で職務のために旅行したときに支給する旅費の額は、次のとおりとし、本会職員の例により支給する。

旅 費 の 額		
鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)
本会職員に支給する 旅費の例による。	3,000円 (北勢地域及び本会主催の 研修は除く。なお片道50km までは半額とする。)	本会職員に支給する旅費 の例による。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

- 2 第3条第4項の改正規定は、改正前の規定により未払いがある場合は、速やかに支払うものとする。